

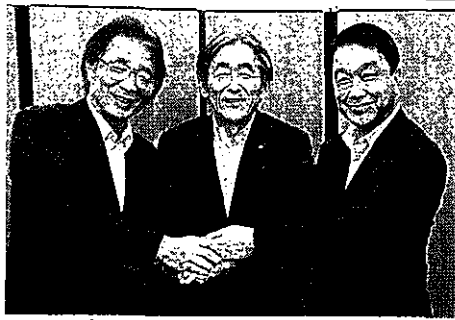
# 建設通信新聞

発行所 日刊建設通信新聞社  
〒101-0054  
東京都千代田区神田錦町3-13-7  
電話(03)3259-8711  
FAX(03)3259-8730  
©日刊建設通信新聞社 2014

改正士法成立で  
建築3会が見

## 発注者、会員に周知徹底

### 基本法制定へ連携協力



左から、三井所会長、三栖  
会長、芦原会長

日本建築士事務所協会連合会(三栖邦博会長)、日本建築士会連合会(三井所清典会長)、日本建築家協会(芦原太郎会長)の3会会長は、建築士法改正法案が20日に成立したのを受けて会見した。この中で三井所会長は改正士法の周知・実践を目的とする方

イドラインの作成などにより発注者や会員への周知徹底を図る方針を示した。

23日の共同記者会見で明らかにしたもので、三栖会長は「建築主と建築士事務所がともに手を携えて建築をつくっていくことが良い質の建築やまちづくりを進める上で一番重要である」とした上で「これまで建築士法は専門家のための法律だったが、今回の

法改正は建築主と建築士事務所がともに責務を負い建築をつくるようになる転換点だ。自分たちから率先して実践し、国民が真に豊かな社会を構築するために頑張りたい」と力を込めた。

三井所会長は「施行までの間、建築士や建築士事務所への普及に努めながら、実効性のあるものにするための努力をしていく必要がある」と述べ、

芦原会長も「実態を伴った法改正とするため、職能団体として法の精神を定着させる努力をする必要がある」と強調した。法改正の実効性を確保する方法として、専業・兼業事務所向けの新たな設計契約様式の作成などを検討している。

改正士法は建築物の設計・工事監理の業務の適正化及び建築主への情報開示の充実を目的に3会が共同で提案したもので、延べ面積300平方メートルを超える建築についての書面による契約の義務化、監理建築士の責務の明確化、国土交通大臣の定める報酬基準に準拠した契約締結の努力義務などを定めた。

また、芦原会長は建築が社会的に求められる理念などを定める建築基本法の制定についても言及し「建築の社会性を考えると、他団体と連携した建築基本法の議論も必要ではないか」と述べた。三栖会長

も「建築設計3会が集まってこそできるものがある。今後建築基本法など共通のテーマに向かって協力していく必要があるが、それは今回の改正の延長にあるだろう」と指摘したほか、三井所会長も「質の良い建築、街並みをつくるための基本的な意識を専門家が持つだけでなく、社会的な合意とするための法律が必要ではないか」と基本法制定に意欲を見せた。

# 日刊建設産業新聞

発行所  
日刊建設産業新聞社  
本社 東京都板橋区板橋1-48-9  
〒173-8710 電話 03(3961)1891(代表)  
ファクス 03(3961)2251  
(http://www.kensan-news.com/)  
支社  
大阪、神奈川、九州、中国、東北、甲信越  
支局  
埼玉、中部、神戸、岡山  
© 日刊建設産業新聞社 2014

## 改正の達成度は「100%」

### 建築士法の意義浸透にも意欲

日事連など3団体

日本建築士事務所協会  
連合会(三栖邦博会長)、  
日本建築士会連合会(三  
井所清典会長)、日本建  
築家協会(戸原大郎会長)の  
3団体は23日、改正建

築士法が成立したことを  
受け、共同記者会見を東  
京・中央区の銀座東武ホ  
テルで開催した。  
建築士法の改正では、  
書面による契約などに

る設計業の適正化を図る  
ことや、管理建築士の責  
務の明確化、建築士免許  
提示の義務化などの措置  
を盛り込んでいる。設計  
業の適正化では、延べ3

00平方メートルを超える建築  
物の書面による契約締結  
の義務化、国土交通大臣  
の定める報酬の基準に準  
拠した契約締結の努力義  
務化などの内容を盛り込  
んでいる。

日本建築士事務所協会  
連合会の三栖会長は「法  
律の達成度を「100%」  
と述べるなど、法改正が  
充実したものであったと  
の考えを示す。「建築主

と建築士事務所がともに  
手を携えることが、よい  
建築をつくるうえで一番  
大事。建築主、発注者、  
国民とともに建築をつく  
る基盤ができ、国民のた  
めの法律に成長した」と

改正の意義を語った。  
日本建築士会連合会  
の三井所会長は「3会の  
合意で法律を改正する  
という尊い経験ができ  
た。建築主と書面により

契約するということ  
や、相応の報酬を求めて  
いることが位置付けら  
れた。改正の趣旨を広く  
普及・啓発していきたく  
い」と述べた。

日本建築家協会の声  
原会長は「職能団体とし  
て、それぞれの会員が法  
律の趣旨の中で仕事を  
して欲しい。発注者側も  
含めて報酬基準に準拠  
した努力が求められた

ことは画期的。仕事の中  
できちんとした契約を  
しなければいけない」と  
発言。「法を改正したい  
という趣旨の思いは遂  
げられた。しかし、努力

義務や300平方メートル  
以上などの条件がついて  
いる。今後も徹底できる  
よう、努力していく」と  
述べ、法律の実態が伴わ  
なければならぬとの  
考えを示した。

# 日刊建設工業新聞

6月24日

火曜日  
第18490号

発行所 ©日刊建設工業新聞社 2014 〒105-0021 東京都港区東新橋2-2-10 電話03(3433)7151 URL:http://www.decn.co.jp/

## 改正建築士法成立 施行に向けても協力 3団体会見「現段階でベストな法律」

日本建築士会連合会(土会連合会)、日本建築士事務所協会連合会(日事連)、日本建築家協会(JIA)の建築3団体の共同提案を発端に建築士法が改正されたのを受け、23日に各団体の代表が東京都内でそろって記者会見した。改正法

について「現段階でベストな法律」との認識で一致。今後、1年以内の施行に向けて改正法の趣旨やポイントなどの周知・徹底に協力して取り組んでいく方針を示した。

日事連の三栖邦博前会長は「建築主と建築士事務所が共に手を携えて良い建築やまちづくりを進めていく基盤ができた。建築士法の対象が建築主

・発注者に広がり、国民のための法律に転換する大きな一歩を踏み出した」と法改正の意義を語った。

土会連合会の三井所清典会長は「3会の合意で法改正が実現し、尊い経験ができた」と強調。重要な改正ポイントに「書面契約の義務化」「国土交通相の定める報酬基準に準拠した契約の努力義務」の2点を挙げ、「実行のためには私たちの努力が必要。契約様式を準備するなど普及を図っていきたい」と述べた。

JIAの菅原太郎会長は「3会連携の成果が実り、努力義務ではあるが、報酬や損害補償保険の締結を盛り込むこと

ができた」と指摘。さら「に「次のステップとして、建築法体系の見直し・整備に取り組み、建築を安心・安全を支える社会的・文化的資産にしていきたい」と述べた。

今後の周知活動について、三栖氏は「国交省に協力しながら団体の会員向けのガイドラインなどで周知を図り、スムーズに施行できるよう努力していき考えを示した。

氏は「施行時に混乱が生じてはいけない。国交省や職能団体がきちんと準備し、『新・建築士制度普及協会』などを通じた普及にも努めていく」と述べた。菅原氏は「努力義務の内容を一つ一つ検証していくことが重要」と指摘し、施行に向けて団体の協力関係を継続していき考えを示した。



会見後に握手する(左から)三井所、三栖、菅原の各氏。23日午前、東京都内で

# 日刊建設工業新聞

6月24日

火曜日  
第18490号

発行所 ©日刊建設工業新聞社 2014 〒105-0021 東京都港区東新橋2-2-10 電話03(3433)7151 URL:http://www.decn.co.jp/

## 改正 士法 下

建築やまちづくりに関わるすべての国民の法律へと再生される新たな出発点に。

自民党建築設計議員連盟が建築士法改正に向けて設置した勉強会に精力的に参加し、その必要性を訴えてきた日本建築士事務所協会連合会(日事連)の三栖邦博前会長。20日の改正法成立に寄せたコメントの中で三栖氏は、設計・工事監理業を営む建築士事務所が法改正を通じて果たすべき責務を再認識し、国民の信頼と負託に応えていくとの決意を示した。

◆……………◆  
建築物の設計・工事監理業務の適正化と建築主などへの情報

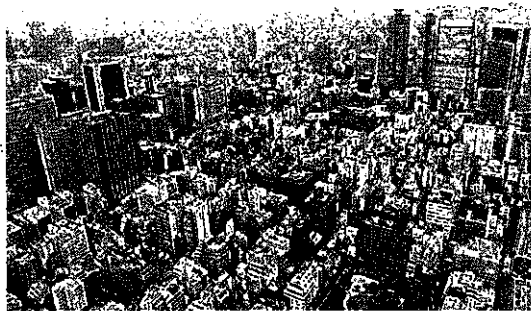
## トラブル防ぎ消費者保護

### 専門家の法律から国民の法律へ

開示を充実させた点が今回の法改正の眼目。その発端となった日本建築士会連合会(士会連合会)、日事連、日本建築家協会(JIA)の3会共同提案では、「安全・安心で良質な建築物の整備に設計・監理業務は重要な役割を果たしている」とした上で、業務を適正に遂行するのに必要な事項を新たに規定する必要性を訴えていた。

そうした3会の共同提案を踏まえ、業務の書面契約を義務化し、一括再委託を禁止したこと、それらが良質な建築物の整備に向けた大前提となることを法律上規定したことを意味する。加えて、国土交通相が定める報酬基準に準拠した契約締結にも努力義務を課した。05年に発覚して社会を大きく揺るがした耐震偽装事件を契機に、「不適正な対価が、不適正な設計や施工を招く」という認識が広まった。これを踏まえ、改正法は第22条の中で適正な委託金による契約締結の努力義務を規定した。この規定について、設計界では「適正価格での業務発注を後押しすることにもなると期待されている」と見られる。さらに、法律上で初めて「建築設備士」の名称を規定し、その役割も明確化した。

改正法で新たに規定された項目は、いずれも建築設計をめぐるとさまざまな課題に対応したものだ。需要が拡大する建築リフォームでは、建築士へのなりすましによるトラブルが多発している。こうした問題を未然に防ぎたいという思いが、建築士法改正の大きな動機の一つである。



改正建築士法を浸透させ、建築やまちづくりをより良いものにするのが期待される。(編集部・建築士法改正取材班)

◆……………◆  
3会が昨年行った共同提案を出発点にして実現した今回の法改正。JIAの芦原大郎会長は「これをきっかけに被災地や地域の問題を一緒に解決していきたい」、士会連合会の三井所清典会長も「今後も3会で協力して世の中の問題解決に取り組んでいきたい」とそれぞれ今後の連携強化に意欲を見せている。3会共通の思いが、建築士法を「専門家中心の法律」から「国民の法律」へと再生させる道にもなる。

護らなければならない。

建築士に対する国交相や都道府県知事による調査権の創設も改正法のポイントの一つだ。個別の事案を踏まえて建築士の処分を行えるようにするのが目的で、国交省は今後、調査手法や担当などを明確化できるように必要な検討を進めていくという。